

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

(機関・団体名)

- ・宮城県臨床心理士会————— 1
- ・仙台法務局人権擁護部————— 2
- ・宮城県警察本部少年課————— 13
- ・仙台市P T A協議会————— 14
- ・仙台弁護士会————— 15
- ・仙台市立南光台小学校————— 16
- ・仙台市立八軒中学校————— 17
- ・仙台市立仙台高等学校————— 18
- ・仙台市健康福祉局障害福祉部————— 19
- ・仙台市児童相談所————— 21
- ・仙台市教育委員会————— 22

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

宮城県臨床心理士会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

当会の会員のべ20名が、仙台市や宮城県内の自治体および学校のいじめに関する調査委員会等の委員を務めています。

また、現在約150名の会員がスクールカウンセラーとして県内・市内の学校に勤務しており、いじめを含めた教育課題に関する子どもや保護者、教員からの相談に対応しています。

さらに当会では、月に1回、電話による相談会を実施しています。いじめ問題に特化した相談窓口ではありませんが、気軽に臨床心理士に相談できる相談先として活用されています。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

会として他機関と連携しながらいじめ問題に取り組んでいるわけではありませんが、個々の会員がスクールカウンセラーや相談員、心理士等として勤務する先で他機関連携をしながら相談活動に従事しています。

いじめ調査委員は、調査業務の負担が大きいため会員相互の支援が必要ですが、守秘義務もあり、調査のノウハウ等を共有しづらいという課題があります。同じく調査委員を担当されることの多い弁護士会や社会福祉士会、精神保健福祉士協会等の皆様と共同で、いじめ調査に関する勉強会・研修会が開催できるとよいのではないかと思います。

機関名	宮城県臨床心理士会		
担当課・部署	事務局		
メールアドレス	secretary_mcp@yahoo.co.jp		
電話番号	なし	FAX番号	なし

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台法務局 人権擁護部

○現在（これまで）行っている取り組みについて

配付資料のとおり

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

機関名	仙台法務局		
担当課・部署	人権擁護部第二課		
メールアドレス			
電話番号	022-225-5611	FAX番号	

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

令和5年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できないこどもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て

2 実施時期

令和5年5月23日（火）から7月上旬までにかけて全国の小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布

また、全国の児童相談所においても配布

3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。
・学校で「体罰」を受けている。
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。
など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります（過去の救済事例は別添1のとおり）。

(参考)

(1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。

(2) こどもの人権問題に関する「こどもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

- こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
- こどもの人権SOS-eメール(24時間受付)
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



インターネット人権相談

こどもの人権
SOS-eメール

「こどもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例**1. 親から小学生に対する虐待**

◆小学生の児童が、親から、執拗に謝罪することを強要されるなどの虐待を受けているとの「こどもの人権SOSミニレター」が寄せられた事案である。

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に対する通告を行った。

その結果、関係機関による当該児童への見守り体制を構築することができた。

(措置:「援助」)

2. 小学校におけるいじめ

◆小学生から、同級生に毎日殴られたり、蹴られたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、担任の先生に相談をしても十分な対応をしてくれないとの「こどもの人権SOSミニレター」が寄せられた事案である。

法務局が調査した結果、学校は、上記いじめを把握していなかったことが判明した。

法務局の関与によって、学校は、教職員が「いじめ対策委員会」を開催するなど、学校全体での見守り体制を講じるとともに、定期的に児童に対してアンケートや面談を実施するなどして、いじめの把握に努めることとなった。

その後、当該児童が同級生からいじめの被害に遭うこともなくなったことが確認された。

(措置:「援助」)

3. 兄から妹に対する性的虐待

◆家庭における悩みがある中学生が、「こどもの人権SOSミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に心を開き、兄から性的行為を強要されていることが判明した事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、当該中学生は児童相談所に一時保護された。

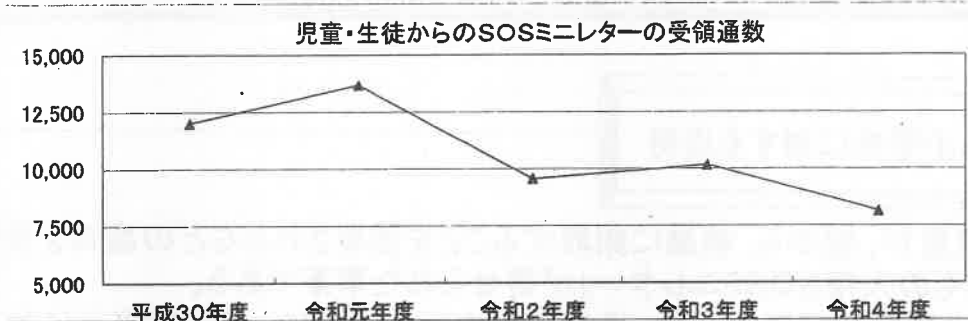
(措置:「援助」)

「こどもの人権SOSミニレター」統計資料(平成30年度～令和4年度)

別添2

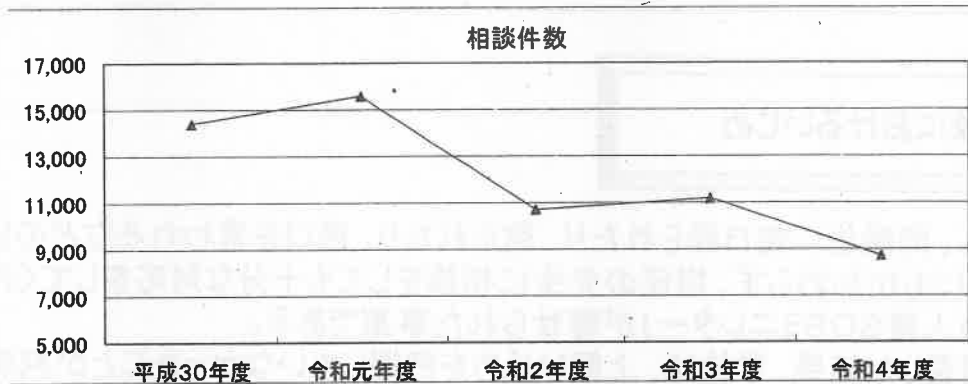
1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受領通数	12,016	13,685	9,563	10,171	8,147



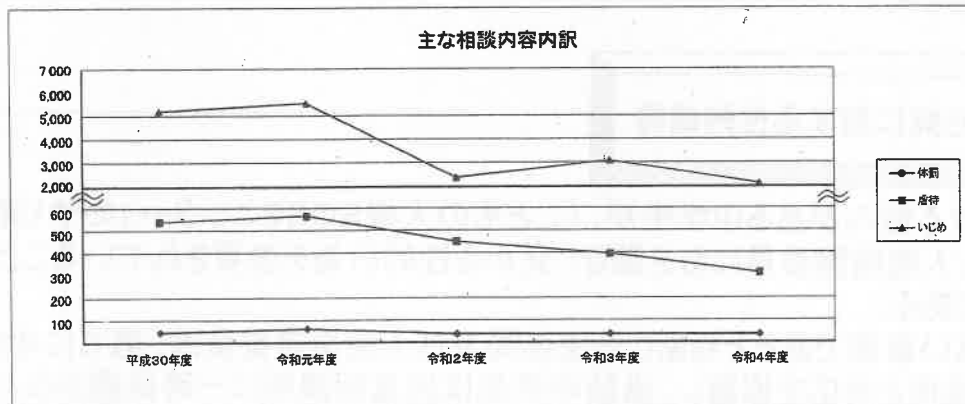
2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の件数(単位:件) ※注

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受理件数	14,410	15,594	10,704	11,194	8,710



3. 相談内容内訳(単位:件) ※注

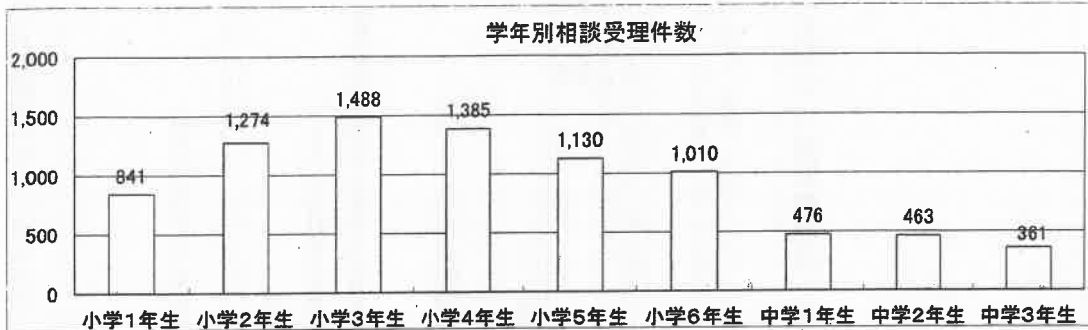
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
体罰	46	61	37	36	35
虐待	541	566	451	395	311
いじめ	5,204	5,546	2,368	3,080	2,125
その他	8,619	9,421	7,848	7,683	6,239



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

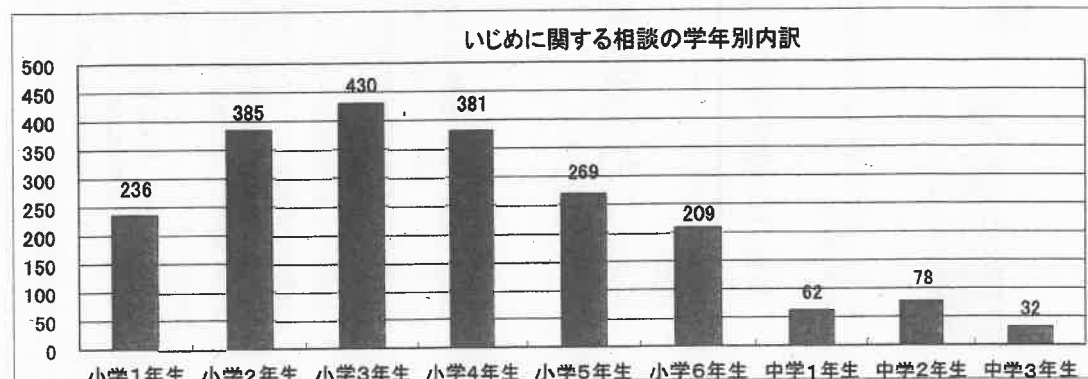
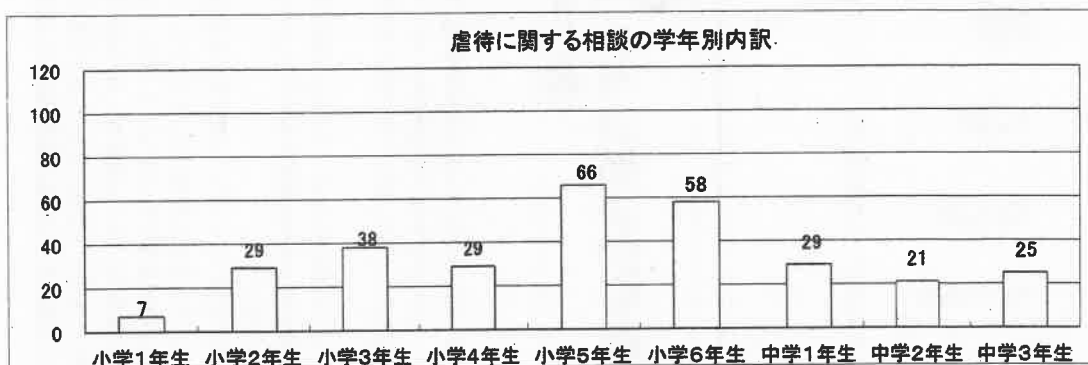
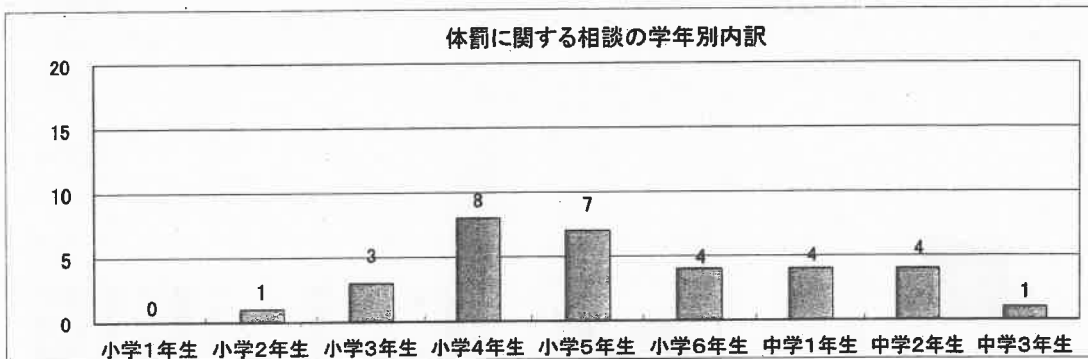
1. 学年別相談受案件数(単位:件)


	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	841	1,274	1,488	1,385	1,130	1,010	476	463	361	282	8,710




2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	0	1	3	8	7	4	4	4	1	3	35
虐待	7	29	38	29	66	58	29	21	25	9	311
いじめ	236	385	430	381	269	209	62	78	32	43	2,125
その他	598	859	1,017	967	788	739	381	360	303	227	6,239




法務省
 MINISTRY OF JUSTICE

会員・報道・お知らせ
 法務省の概要
 試験・資格・採用
 政策・審議・委員会
 申請・手続・相談窓口
 白


 検索

トップページ > 政策・審議委員会 > 国民の基本的な権利の実現 > 人権擁護局フロントページ > 啓発活動 > こどもの人権を守りましょう

こどもの人権を守りましょう



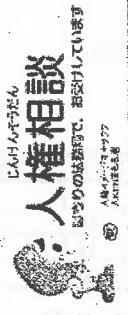
こどもの人権を守りましょう
人権イノベーションセンター
 A KEN イノベーションセンター
 A KEN 実行委員会

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。こどもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。こども一人の人間として最大限に尊重され、守られなければならないのです。

法務省の人権擁護機関では、こどもたちの人権を守るため、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な啓発活動を行うとともに、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

その一環として、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性について理解を深めてもらうことなどを目的とした「全国中学生人権作文コンテスト」や、人権擁護委員が中心となって、いじめ等について考える機会を設けることにより、相手への思いやり、心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的とした「人権教室」、花の種子等を協力して育てる中で、生命の尊さや仲間への思いやりの心を体得させることなどを目的とした「人権の花運動」を実施しているほか、「Jリーグ」等スポーツ選手と連携・協力した啓発活動などを進めています。

○様々な人権問題に関する相談を受け付けています。各種相談窓口の案内はこちら。



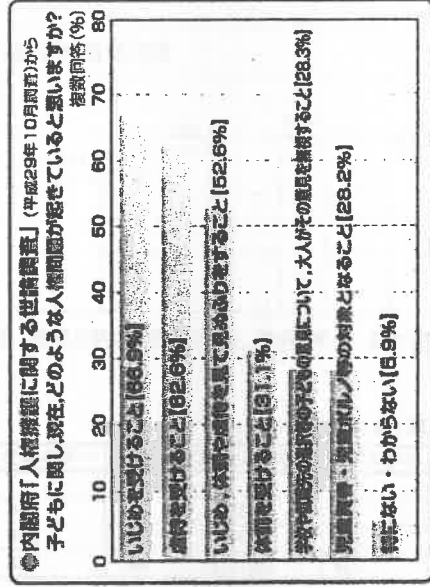
人権相談
じんけんさうだん
 国や自治体の関係者で、お受け付けています！
 人権イノベーションセンター
 A KEN 実行委員会

←こちらをクリック

○こども向けページはこちら！！

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査から)

平成29年に内閣府が行った調査(子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?)では、「いじめを受けること」などが問題になっていることがうかがえます。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」

いじめ

最近のこどものいじめは、多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

また、いじめはさまざまな行為から危険を伴う行為へつながることが少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。

いじめをすることもやいじめを見て見ぬふりをすることも子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われれます。

この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。

■「いじめ」をなくすために

■ 啓発動画「誰かのこと、じゃない。(いじめ編)」(YouTubeが表示されます。)



いじめに関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
学校におけるいじめ	3,371	3,169	2,965	2,944	1,126

いじめに関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

体罰

教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところですが、体罰による人権侵害事件は依然として後を絶たない状況にあります。

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあります。いかなる場合でも体罰は決して許されませ

■教育職員による体罰に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
教育職員による体罰	448	263	201	141	63

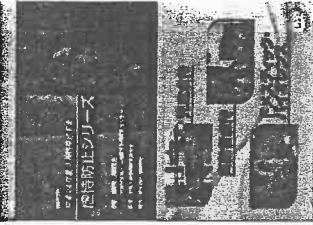
教育職員による体罰に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

児童虐待・児童買春・児童ポルノ問題

昨今、幼児や児童を、親などが虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。また、性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっていま

す。これらの問題の解決に向けて、平成11年11月には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され(平成26年7月施行の改正法により、題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、罰則が拡充・強化)、また、平成12年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され(累次の改正あり)、積極的な取組が行われています。

■「虐待防止シリーズ 児童虐待I」(YouTubeが表示されます。)



■ 啓発動画「誰かのこと、じゃない。(児童虐待編)」(YouTubeが表示されます。)



児童虐待に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童に対する暴行・虐待	586	486	453	413	341

児童虐待に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

各種資料・リンク先



「いじめ」ハナナー

■啓発ビデオ

- 「いじめをなくすために、今」(YouTubeが表示されます。)
- 「勇気のお守り」(YouTubeが表示されます。)
- 「立ち止まる」(YouTubeが表示されます。)

■啓発冊子

- 「いじめ」させない 見逃さない【PDF】
- みんなとみんがで考える「人権」【PDF】

■啓発ポスター

- 映画「平成仮面ライダー20作記念 仮面ライダー平成ジェネレーションズ FOREVER」(配給：東映株式会社)と連携したポスターの作成について
- 映画「ガールズ・ステップ」(配給：東映株式会社)と連携したポスターの作成について

■いじめ問題等対策ハナナー

法務省ホームページへのリンクについては、自由に設定していただくことが可能です。
 リンクの設定をされた場合には、法務省ホームページの「ご意見・ご感想」のページから
 お知らせください。

※ハナナーのデザインは一切変更せず御使用願います。



「いじめ」ハナナー

■人権相談

- 子どもの人権110番 (全国共通フリーダイヤル)
- 子どもの人権SOSミニレター
- インターネット人権相談受付窓口 (24時間受付)

■関連リンク先

- 「いじめ」問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組 (文部科学省ホームページへリンクしています。)
- 「児童虐待」(文部科学省ホームページへリンクしています。)
- 「児童虐待防止対策」(厚生労働省ホームページへリンクしています。)
- 児童の権利に関する条約 (外務省ホームページへリンクしています。)
- 「お父さん・お母さんが別れるのかもしれない家族のことで悩んでいるあなたへ」 (法務省民事局ホームページへリンクしています。)

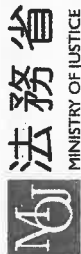
■ 「あなたにはひとりじゃない」(内閣官房孤独・孤立対策室ホームページ(18歳以下向け)へリンクしています。)

人権擁護局フロントページへ

A ページトップへ

法務省公式Twitter YouTube法務省チャンネル

会員・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験 資格試験 採用試験	省議・審議会等 司法制度改革の推進	情報公開・公文書管理 個人情報保護	白書・統計 予算・決算 パンフレット・リーフ
プレスリリース	法務省幹部一覧	その他の採用情報			
ス	組織案内				



会報・お知らせ

法務省の概要

試験・資格・採用

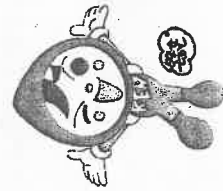
政審議等

申請・手続・相談窓口

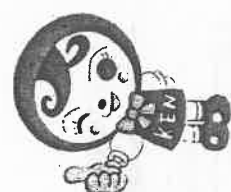


トップページ > 政策・審議等 > 国民の基本的な権利の実現 > 人権擁護局フロントページ > 人権相談 > こどもの人権110番

こどもの人権110番



人権イメージキャラクター
じんKENまもる



人権イメージキャラクター
じんKENあかちやん

こどもの人権110番

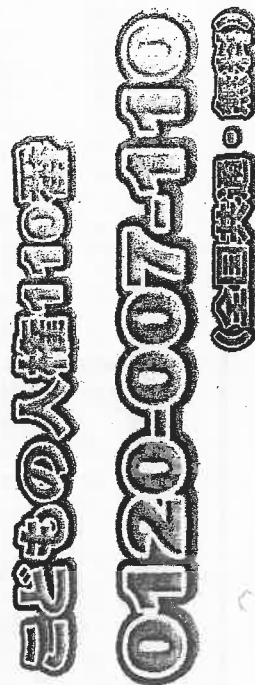
「こどものじんけん110ばん」って？

友達

とちどちから「いじめ」にあつて学校に行きたくない、家の人（ひと）にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力（ぼうりよく）を受けているなど、先生（せんせい）や親（おや）には話（はな）しにくいけど、このままではどうしていいか分からない、誰も気づいてくれない……。

このような悩み（なや）があったら、迷（まよ）わず電話（でんわ）してください。「まわりでこんなこと（こと）で困（こま）まっている人（ひと）がいる」という相談（そうだん）でもいいです。

どこに電話すればいいの？



※上の画像（えいざ）をスマートフォンからクリックすると電話（でんわ）がかけられます。

注1)一部のIP電話（いぷでんわ）からは接続（てんじやく）できません。接続（てんじやく）できない場合はこちら（こち）らの電話番号（でんわばんごう）をご利用（ごりよう）ください。

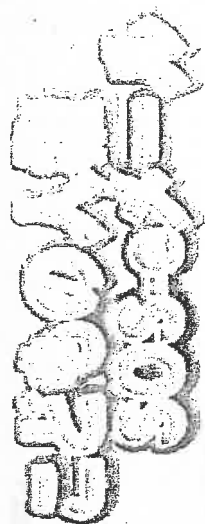
各局（かくきょく）電話番号（でんわばんごう）（通話料（つうわりょう）有料（ゆうりょう））

注2)法務局（ほふくきょく）の職員（しやくしん）又は人権擁護委員（じんけんようごゐん）が、「こどもの人権110番（じんけん110ばん）」又はこれ（こ）に類似（るい）する名称（めいせう）を用（もち）いて、個人情報（こじんじょうほう）を収集（しゆじゆ）するようなこと（こと）は一切（いっせつ）行（おこな）っておりません。法務局（ほふくきょく）等（ら）からの電話（でんわ）に心当（こころあた）りない場合は、十分（じふぶん）ご注意（ちゆうい）願（ねが）います。

注3)「こどもの人権110番（じんけん110ばん）」へご相談（さうだん）いただく際（ぎわい）の電話番号（でんわばんごう）のかけ間違い（かかけまちがひ）が多数（たうすう）発生（はっせい）しています。ご相談（さうだん）の際（ぎわい）には、今（いま）一度（いちど）電話番号（でんわばんごう）をご確認（ごかくにん）いただき、おかけ間違い（かかけまちがひ）のないようお願（ねが）いいたします。

うけつけ時間は？

朝（あさ）8時（じ）30分（ぷん）から夕方（ゆふがた）5時（じ）15分（ぷん）まで（げつ）（月曜日（げつようび））から金曜日（きんようび）まで



LINEで相談したいみなさんへ



一部の場所ではLINE相談が受けられないよ。
 まずはこのページから、今住んでいるところがLINE相談を受けられる場所にあるか確認してね。
 LINE相談を受けられる場所に住んでいないみなさんは、電話かメールから相談をしてね。
 うけつけ時間は朝8時30分から夕方5時15分まで(月曜日から金曜日まで)だよ。



法務省入国管理局・地域入国管理局協議室

「こどもの人権110番」相談窓口ポスター

こどもの人権110番とは

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未成熟であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「こどもの人権110番」は、このようなこどもの発する番号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

電話以外の相談方法は？

メール相談とLINE相談があるよ！

メールで相談したいみなさんへ

この画像をクリックしてね！

メール相談のページに変わるよ。

若年層の性暴力被害予防月間

4月は、若年層の性暴力被害予防月間です。
 詳しくは、内閣府ホームページ「男女共同参画局」若年層の性暴力被害予防月間について」に掲載されています。

法務省の人権擁護機関では、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除依頼方法の助言等必要な支援を行っています。
 詳しくは、こちら



▲ ページトップへ

法務省公式Twitter YouTube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ 大臣会見等 プレスリリース フォトニュース 法務省ソーシャルメディアアカウント 政府調達情報 主な法務省主催イベント 見学会内 ほつむSHOW編集局 その他のお知らせ	法務省の概要 大臣・副大臣・政務官 法務省幹部一覧 組織案内 所管法令 国会提出法案など 法務省の沿革	試験・資格・採用 司法試験 資格試験 採用試験 その他の採用情報	政策・審議会等 省議・審議会等 司法制度改革の推進 国民の基本的な権利の実現 刑事政策 出入国在留管理 国を当事者とする訴訟などの統一的处理 第14回国際連合犯罪防止刑罰司法会議(京都)コングレス 政策評価等 パブリックコメント	申請・手続・相談窓口 情報公開・公文書管理 個人情報保護 行政手続の案内 法令適用専門確認手続 オンライン申請 相談窓口 法務省の災害用備蓄食品の有効活用について 法務省の災害用備蓄食品の有効活用について 法務省後援等名義の使用承認申請について	白書・統計 予算・決算 バンプレット・リーフレット・ポスター 法務省よりあかちゃんが 法務図書館蔵書検索 法令外国語訳データベース キッズルーム 法務資料 赤いんか像・法務史料展示室
---	---	--	---	---	---

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 宮城県警察本部生活安全部少年課

○現在（これまで）行っている取り組みについて

1 いじめに起因する問題事案等の早期把握のため、少年相談窓口に関する広報活動の推進

○ 各警察署の相談電話のほか、県警本部少年課に設置している「いじめ110番」、「少年相談電話」、「少年サポートセンターせんだい」に設置している相談電話の周知

○ 令和4年中の相談受理状況

少年相談 1,885 件

うち少年自身からの相談 350 件

(学職別 高校生 142 件、中学生 123 件、小学生 49 件)

うちいじめ事案の認知 50 件

(被害者 高校生 10 人、中学生 16 人、小学生 24 人)

2 犯罪行為を認知した場合、被害者等の意向を踏まえた迅速的確な捜査・調査の推進

悪質な事案や犯罪行為に対しては、児童生徒の安全安心を最優先に考えた迅速的確な捜査・調査の着手

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

1 学校等との緊密な連携によるいじめ、校内暴力等、各種問題事案の正確な事実把握と事案内容に応じた適切な対応の推進

学校警察連絡協議会、みやぎ児童サポート制度の活用による情報共有やスクールサポーターの派遣による学校との連携等

2 被害少年への支援活動や継続補導、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年を認知した際のカウンセリングの実施や関係者への助言等の継続的な支援活動

機関名	宮城県警察		
担当課・部署	生活安全部少年課		
メールアドレス			
電話番号	221-7171 (3083)	FAX 番号	221-7171 (3069)

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市 PTA 協議会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

仙台市 P T A 協議会では、いじめ防止や子どもの命を守る取り組みを継続して行っています。命を守る取り組みとして、平成 29 年度に全児童生徒に自死防止メッセージ「大切なあなたへ」を配布しました。令和元年度にも「子どもの命を守るメッセージ」のポスター・チラシを作成し、全児童生徒へ配布しています。

命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに他者を思いやり協力する心を育成することをねらいとしています。

令和元年度からスタートした「大切なあなたへ」標語コンクールでは、親から我が子へ贈るメッセージを標語にしたもので、大切に思う気持ちを我が子に伝えて行くことをねらいとしています。いじめはどの子にも起こり得るものであると認識をもって、いじめの未然防止に取り組むことが重要ととらえ、児童生徒をいじめに向かわせることなく、児童生徒がいじめをさせない、許さないといった態度・姿勢を示していくことが望まれます。

自らの存在価値を認め自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットをあてる事業として、篤行善行児童生徒表彰も行っています。児童生徒の善い行いを表彰することで、自己有用感や自己肯定感の向上につなげています。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

これらの事業を継続して行くことで、たくさん子どもたちに大切な存在であることを伝えて行きたいと思えます。コロナ禍により保護者達の学校とのつながり・地域とのつながりが希薄になりかけており、P T A 活動も集うことができない中での活動が数年続いたことにより、これまで当たり前に行っていた活動に変化が生じている今、今一度、家庭・学校・地域との連携の大切さを見直し、たくさん大人の目子どもたちを見守っていく必要があると考えます。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促していきたいと考えます。社会教育や家庭教育について保護者として学び、今後も研修の機会を P T A 活動の中に取り入れて行きます。

機関名	仙台市 P T A 協議会		
担当課・部署			
メールアドレス	s iptakyo@joy.ocn.ne.jp		
電話番号	022-227-9545	FAX 番号	022-227-9218

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 弁護士 北島みどり (仙台弁護士会)

○現在 (これまで) 行っている取り組みについて

仙台弁護士会では、主に「子どもの権利委員会」において、いじめ問題について取り組んでいます。常時実施している活動は、おおむね以下のとおりです。

①いじめに関する出前授業

いじめに関する出前授業 (児童生徒及び教員向け、宮城県スクールロイヤー事業等としてのいじめ予防教室) を実施し、委員から講師を派遣しています。

②子ども悩みごと電話相談

子どもに関する問題全般について、子ども (20歳以下) 及びご家族、教育関係者等からの電話又は面談による相談を受け付けています。

相談内容は、いじめや虐待、学校トラブル、少年事件など多岐にわたります。

○関係機関との連携について (取り組み事例や成果、課題等)

仙台市及び宮城県のスクールロイヤーや、宮城県内の各自治体におけるいじめ問題専門委員会 (名称は自治体ごとに異なります) などに委員を推薦、派遣しています。仙台市いじめ等相談支援室 (S-KET) へも弁護士2名を派遣中です。

※以上は委員個人の見解であり、仙台弁護士会あるいは仙台弁護士会子どもの権利委員会の正式な意見ではないことをご了承願います。

機関名	弁護士 北島みどり	
担当課・部署		
メールアドレス		
電話番号		FAX 番号

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください (可能な範囲で構いません)

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

南光台小学校

○現在（これまで）行っている取り組みについて

(1) 未然防止

- ・学校いじめ防止基本方針の確認やいじめ防止対策ハンドブックによる職員研修
- ・児童理解全体会や職員会議での配慮を要する児童の情報共有
- ・児童会による挨拶運動やふわふわ言葉集め、いじめ防止きずなキャンペーンの実施
- ・いじめに向かわない児童の育成のためのルールとリレーションのある学級づくり
- ・児童が「分かった」「できた」「もっと知りたい」と思える日々の授業づくり
- ・保護者との電話連絡や連絡帳、相談などきめ細かな連携
- ・地域の大人との関わりや地域行事への参加による自己有用感の醸成
- ・児童の変化に気付けるよう働き方改革を通した職員の時間と心のゆとりの生み出し

(2) 早期発見

- ・アンケートの実施 ・担任と児童のふれあい面談 ・担任と保護者の個人面談
- ・出欠状況や保健室利用、SC やさわやか相談員、養護教諭、児童支援教諭による情報

(3) 早期対応

- ・いじめ対策委員会の即時開催 ・対応方針の確認と保護者との共有
- ・継続観察や継続指導 ・関係機関との連携

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

- ・北部アーチルや仙台市児童相談所、障害福祉事業所、放課後デイサービス事業所等との連携
- ・児童館との情報共有
- ・スクールロイヤーによる出前講座
- ・泉警察署生活安全課による情報モラル教育含めた防犯教室

機関名	
担当課・部署	
メールアドレス	
電話番号	FAX 番号

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市立八軒中学校

○現在（これまで）行っている取り組みについて

① 各種調査

- ・ いじめ実態把握調査（早期発見・早期対応：年2回）
- ・ 心とからだの健康調査（早期発見・早期対応：年4回）
- ・ Q-U調査との活用（未然防止：年2回）

② 教育相談（早期発見・早期対応・未然防止）

- ・ 三者面談、二者面談
- ・ NKT「ねえねえ聴いてタイム：どの教員と話してもよい」（6月・2月実施）

③ 教職員研修

- ・ 若手教員向け講座（30分程度を年に複数回）
- ・ Q-U調査の分析
- ・ 道徳の授業の研修

④ 生徒会活動

- ・ 生徒総会での学級目標の紹介（5月実施）
- ・ 学級活動との連携で「互いを大切にするクラスを目指して」（11月実施）

⑤ 教師による昼の放送「水曜日のシバタウン」

- ・ 各クラスの学級目標の紹介
- ・ 生徒のより良い人間関係づくりに繋がるテーマ

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

今年度、以下について、実施を予定している。

<教員研修> スクールロイヤーを講師にした研修

<道徳の授業> いじめ対策推進課との連携「声の収集」

機関名	
担当課・部署	
メールアドレス	
電話番号	FAX番号

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市立仙台高等学校

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ①2017年度に生徒がデザインした、学校独自のキャラクター「和守（すずもり）君」（校章の竹に雀が由来）をいじめ防止のマスコットとして活用している。昨年度の文化祭では、和守君のキーホルダー販売や校内掲示物に使用することなどを通していじめ防止をPRした。
- ②観葉植物「ユッカ（別名 青年の木）」の鉢植えを各教室に置き、「生命のバトン」として代々受け継ぎ大切に育てることにより、命の大切さを日々実感させている。
- ③学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組について、学校だよりや学校HP等を通じて広報・啓発している。
- ④協働型学校評価の指標の一つである「スクールポリシー」の中に、卒業までに育てたい資質・能力の一つとして「自他を尊重する力」を定め、全ての教育活動に関連付けている。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

（取り組み事例）

- ①発達障害等を抱える生徒への適切な支援に向けた対策（外部講師等による校内研修など）
- ②ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを生徒に理解させる取組（管内の警察署等と連携によるSNS関連の犯罪に係る講話等の実施）
- ③授業参観、出前授業、「いじめ防止『きずな』キャンペーン」での交流活動等を通じた常日頃からの学校間の連携
- ④入学、転学等における校種間・学校間の引継ぎの徹底、引継ぎ後の適切な対処等

学校も含めた生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、学校に関係する組織や団体、他校（他校種含む）等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠であり、適切に連携するよう心掛けている。

（成果と課題等）

上記取組の定期的な点検と見直し、および継続的な実施に加え、校内における生徒の自主的な取組の実施により、今のところ大きなトラブル発生もなく一定の成果が上がっている。ただ、今後SNS等使用による「表面化しないいじめ」のケースへの対応が課題である。このことについては、教員間の協力体制強化を図るとともに、関係各所とさらなる連携を図りながら丁寧かつ適切に対応し、協力体制を構築していくことで未然防止に努めていきたい。

機関名	
担当課・部署	
メールアドレス	
電話番号	FAX 番号

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 健康福祉局 障害福祉部

- 現在（これまで）行っている取り組みについて
- 関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

1 仙台いのち支えるLINE相談

若年者等を主な対象に、LINEを活用した相談システムを整備し、自死に結び付く様々な問題・困りごとに対処している。

主な利用者は若年者層であることを想定し、電子公告（LINE 広告など）や雑誌広告（宮城県社交飲食業生活衛生同業組合発行『宮城社交飲食新聞MSA』）の掲載、仙台市地下鉄南北線及び東西線各駅構内（男女トイレ）にポスターの掲示、JR 市内各駅、イオン、市内郵便各局へのチラシ・ポスター・カードなどの配布掲示をおこなっている。

【令和4年度の実績】（窓口開設日時：日曜、月曜、祝日、祝翌日、18時～21時）

*3月については、上記に関わらず毎日開設

- ・ アクセス件数：482件
- ・ 相談延人数：679名（相談実人数：426名）
- ・ 1日あたりの相談対応件数：4.5件

性別（不明除く）	男性 107名、女性 307名
年代（不明除く）	30代以下 256名、40代以上 160名
職業等（不明除く）	勤労者 160名、無職 66名、主婦 77名、学生生徒 49名
相談内容	健康問題 13.8%、勤務問題 11.5%、家庭問題 12.8%など

2 教職員を対象とした研修

発達障害に対する正しい知識と対応等を教職員に広く理解を広げるために、特別支援教育課や教育センター主催の研修会に講師を派遣している。

また、教職員対象に「アーチル夏の講座」をアーチル主催で開催している。

【令和4年度の実績】

講師派遣：4/13 新任校長研修、6/29 インクルーシブ教育システム研修、7/28 特別支援教育コーディネーター養成研修等

アーチル夏の講座：アーチル常勤医による発達特性のある児童への学校での対応に関する講義、宮城学院女子大学梅田教授による「学校での子供の行動の見取りと対応」に関する講義（7/21～8/26日までの間にオンデマンドで配信し、118校、1,083名が参加）

【令和5年度の予定】

- ・ 4月20日 新任校長研修（教育センター主催：当事者からのメッセージ）
- ・ 6月13日 関係機関等連携研修（教育センター主催：医療との連携）
- ・ 6月21日 インクルーシブシステム教育研修（教育センター主催：専門機関との連携）
- ・ 8月25日 特別支援教育コーディネーター向上研修（教育センター主催：保護者支援等）
- ・ 8月29日 特別支援教育コーディネーター養成研修（特別支援教育課主査：福祉関連等）
- ・ 7月18日 アーチル夏の講座（アーチル主催：発達特性のある児への対応等）
～8月28日 ※オンデマンドで配信
- ・ 12月5日 中堅養護教諭資質向上研修（教育センター主催：発達障害への理解等）

3 青少年対策六機関合同会議

青少年対策六機関合同会議（教育相談課、適応指導センター、児童相談所、こども若者相談支援センター、特別支援教育課、南北発達相談支援センター。いじめ対策推進課、教育センターがオブザーバー参加）を定例で開催し、いじめ等の課題と連携した取組について確認、共有している。

【令和4年度の実績】

- ・ 実務担当者会議は対面で開催（年5回）
- ・ コロナ感染拡大予防の観点より、年2回の合同会議は紙面開催、小・中学校生徒指導研修部会との合同研修会は中止となった。

4 いじめ対策推進課との連携

いじめ対策推進課からの依頼を受け、S-KET 新規相談員に対して、発達相談支援センターの業務及び発達障害の理解と対応に関する研修を実施。

【令和4年度の実績】

- ・ 令和4年6月14日、7月8日 5名参加

5 児童相談所との連携

毎年定例で実施している連携連絡会議（所長、課長、担当が参加）をはじめ、事例検討会や協働支援をしているケースに関する情報交換会を行い、虐待やいじめに対する対応についての支援方針や対応方法等について共有を図っている。

また、施設見学を兼ねて援助方針会議・受理会議（児童相談所）やケースレビュー（アーチル）にも職員が参加して互いの業務についても理解を深めている。

機関名	健康福祉部 障害福祉部		
担当課・部署	障害者支援課、北部・南部発達相談支援センター		
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市児童相談所

○現在（これまで）行っている取り組みについて

・児童相談所には様々な相談が寄せられ、それらは内容によって養護相談、保健相談、非行相談、育成相談（性格行動、不登校等）等に分類されます（障害相談は仙台市ではアーテルが担当）。養護相談の中には虐待相談も含まれており、その数だけを取り出して集計した数字がマスコミなどでもよく使われる「虐待相談対応件数」です。ここ数年全国では20万件超が続いていますが、当児相では昨年度の件数は1651件（速報値）でした。過去最高だった令和3年度の1733件に次ぐ数でした。

・児童虐待対応は、通告・相談から一時保護、施設措置と進むこともありますが、実はその中心は在宅支援です。相談後あるいは一時保護等からの家庭復帰後、数か月から数年間にわたって通所、家庭訪問等を継続する場合があります。支援中に虐待の再発等があり、2度、3度と一時保護が行われて家庭復帰の再調整となる世帯もあります。

・相談の経過の中で「いじめ」の話題が出ることもあります。当所の相談では、いじめの解決に焦点を絞るというよりは、児童自身への見立て、家庭や学校、交友関係、経済面、福祉サービス等も視野に入れつつ、学校など関連機関とも連携しながら、いかにその児童が自身の力を生かしつつ十全に成長していけるのか？という観点から支援を行っています。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

・虐待を含む児童の問題全般については各区の「要保護児童対策地域協議会（要対協）」に参加して定期的に関係機関と情報交換し、また個別ケースについても様々な機関と連携して対応しています。学校や区等関係機関との（機能が異なることでの）温度感の違いに悩むこともありますが、相互にフラットな対話を重ねることで適切な対応を図るよう努めております。

機関名	仙台市児童相談所		
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号	022-219-5111	FAX 番号	022-219-5118

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市教育委員会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

1 児童生徒、家庭・地域等への啓発について

(1) いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施

- ・ 5月に各校の児童生徒が行動目標を立て、11月に活動の振り返りを行うなど、年に2回のキャンペーン月間を設定し、全市立学校でいじめ防止の意識の高揚を図っている。
- ・ 挨拶運動、啓発ポスター作り、標語募集等の児童会や生徒会による自主的な取組が行われており、各校の実践の広報も行っている。(R4年度市役所本庁舎1階ロビー、各区中央市民センターに掲示)

(2) 他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進

- ・ 「命と絆プログラム」や「他者理解を育むための授業集」等を活用した実践を行い、授業参観等で保護者や地域の方へも積極的に公開を行い、広く啓発を図っている。

2 教職員の研修について

(1) 「いじめ・不登校対策推進協力校」による実践研究と成果の発信

- ・ 各協力校において、地域や児童生徒の状況に応じたいじめ対策等の実践研究を行い、実践報告会で具体例や成果等を広く市内学校に発信し、各校の取組の改善を図っている。

(2) いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進

- ・ 各校において、4月にいじめ対策に係る総点検を行い、いじめ対策担当教諭や児童支援教諭を中心とした校内の組織体制の確立や各担当者の役割の共通認識を図っている。
- ・ いじめ対策担当教諭等の研修では、事例対応やグループワーク等を通して、児童生徒の意見の聴取の在り方や組織対応の具体例を扱い、各学校でのOJTの充実を図っている。

3 その他の取組

- ・ 市いじめ SNS 相談、24 時間いじめ相談専用電話を設置し、いじめを含めた相談機会を確保している。また、いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」を全児童生徒・教職員に配付し、保護者や地域と連携したいじめ防止対策の啓発を行っている。
- ・ 教育委員会指導主事が毎年5月から7月まで全市立学校を訪問し、各校の組織体制や校内研修の状況等を確認し、指導助言を行っている。
- ・ スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、専門的な知見から助言を受けながら、事案解決に向けた効果的な取組を行っている。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

- ・ スクールソーシャルワーカー等による相談や関係機関等との調整により、学校・家庭と福祉・医療等との連携が図られ、児童生徒へのよりよい支援につながっている。
- ・ S-K-E-Tからのいじめ事案等に関する情報伝達により、児童生徒や学校の状況を踏まえた対応を進め、スムーズに事案解決に至っているケースがある。
- ・ 今後は、今年度全市立学校に導入した学校運営協議会の活用や、警察署との行動連携等にも更に取り組んでいく必要がある。

機関名	仙台市教育委員会		
担当課・部署	学校教育部教育相談課・いじめ不登校対策班		
メールアドレス			
電話番号	214-8780	FAX 番号	264-4437

* 協議会関係の連絡窓口をご記入ください（可能な範囲で構いません）

